

研 究

学童保育指導員による児童虐待の発見に関する
実態調査鈴木江三子¹⁾, 谷野 宏美²⁾, 斎藤 雅子¹⁾, 飯尾 祐加¹⁾

〔論文要旨〕

学童保育指導員を対象に、子どもへの虐待を発見した際の実態調査を行った。

その結果、回答のあった678人中157人(23.2%)の指導員が、子どもへの虐待を発見していた。指導員の特徴として、子どもへの虐待を発見した者の多くは免許を有する常勤者であり、子どものいる既婚者であった。発見は、子どもの身体にできたあざや傷以外に、衣類や身体の不潔さや問題行動などによるものが多かった。また、子どもからの訴えや子どもの表情も発見につながっていた。子どもへの虐待と判断する要因としては、「性的行動問題」、「身体的問題」、「社会的行動問題」、「養育上の問題」の4因子が抽出された。

Key words : 学童保育指導員, 児童虐待, 発見

I. 緒 言

2000年5月24日、法律第82号による「児童虐待の防止等に関する法律」が公布され、虐待防止に向けた取り組みが本格化した。同法第5条には、「学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」とあり、児童虐待の早期発見の重要性を明記している。また、第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」と通告の義務を明記している¹⁾。そして、2004年10月には同法の一部を改正する法律が施行され、児童虐待に係る通告義務が拡大されるとと

もに国および地方公共団体の責務が強化された²⁾。さらに、2007年1月には、厚生労働省は子どもの安全確保を最優先した対応を行えるよう、「子どもの虐待対応の手引き」(1999)の改正を行い、市町村ならびに児童相談所に向けた通知を出し、児童への安全確認は「48時間以内が望ましい」と、「きょうだい」が虐待を受けている場合はハイリスク家庭として迅速な対応が必要であると、早急な対応策を強化した³⁾。

しかし、児童相談所における児童虐待相談件数は今も増加を続け、子どもの命が奪われる深刻な事件も多発している。また、深刻な子どもへの暴力を考えた場合、児童虐待による不幸な子どもの死亡以外に、子どもへの性暴力も重篤な後遺症を残すものとして、早期の発見と予防が期待されている。その加害者は、子どもの身近な存在が多く、子どもへの口止めが影響し、より事態の長期化と深刻化を招いているからである^{5~7)}。児童虐待防止法により通告は義務化されたも

Research on Factors for Identifying Child Abuse in Cases Detected by Care Workers in After-school Settings

[2358]

Emiko SUZUI, Hiromi TANINO, Masako SAITO, Yuka IIO

受付 11. 8.22

1) 兵庫医療大学看護学部看護学科(助産師/教育職)

採用 12. 7.18

2) 新見公立大学看護学部看護学科(助産師/教育職)

別刷請求先: 鈴木江三子 兵庫医療大学看護学部看護学科 〒650-8530 兵庫県神戸市中央区港島1丁目3番6号

Tel/Fax : 078-304-3128

の、罰則規定がなく拘束力が弱い。または通告が誤報であった場合、通報者を守る法的な配慮が不十分なことも通報を遅らせている一因である⁸⁾。

しかし、その一方で、法の整備が功を奏し、被害の早期発見を促したという報告もある。それは保育園や学校、または学童保育などの教育現場が多く、教員または指導員等、子どもの身近な存在であった^{9~11)}。発見された子どもの行動面の症状としては成長障害、齲歯、不衛生な衣服、反復する外傷や疾病、多動、乱暴、家出、食物を主とした盗み、無気力、不登校、物質乱用などが報告されている¹²⁾。これらの状態に留意することで、教育現場での子どもへの虐待の発見が増加したのである。すなわち、より子どもの身近な存在が虐待に関する正しい知識をもち、子どもと接することで、虐待の早期発見につながることも指摘されている。

よって本研究では、子どもの身近な施設である学童保育において、虐待を発見した、または疑った学童保育指導員を対象に、こういった際に気づいたのか、その契機を明らかにすることで、子どもへの虐待の早期発見につなげる一資料にしたいと考える。

II. 用語の説明

学童保育施設とは、1998年4月、児童福祉法と社会福祉事業法に基づいた法制化を受けて急増し、学童が授業終了後、学童保育指導員（以下、指導員）のもと、保護者が帰宅するまでの時間を過ごすものである。主には10歳未満の児童を受け入れて、子どもが宿題やおやつを食べたりすることを指導員が保育することを学童保育という。2005年5月現在で2,033市区町村にある学童保育施設数は15,309ヶ所となり、そこで働く指導員数は約5万人を超え、2007年現在、学童保育に入所している児童数の推計は約74.4万人で、学童全体の2～3割程度が利用している¹³⁾。

III. 研究方法

1. 調査対象施設の選定

A県学童保育連絡協議会（以下、協議会）の協力を得て、同協議会に加盟し、本研究協力に同意した学童保育284施設を調査対象施設とした。

2. 調査対象者

前述した学童保育施設に勤務する常勤、非常勤指導員、アルバイト（大学生や高校生等の学生）で、研究

協力の同意が得られた通常の保育業務を提供している指導員とした。

3. 調査方法

1) 調査内容

調査票は、①「指導者の属性に関する質問紙票」、②「子どもへの虐待発見の契機」、および③「子どもへの虐待のサインと判断する子どもの状態」（40項目）の3種類であった。このうち、③の作成手順は、まず協議会から紹介された指導員で、子どもへの虐待（または被害が疑われるものも含む）と遭遇した経験を有する指導員16人を対象に聞き取り調査を行い、質的分析結果の中から、子どもへの虐待のサインと判断する子どもの状態を抽出し、40項目の質問内容を作成し、調査票案とした。

聞き取り調査は、調査に対する学童保育施設の施設長の同意を得た後、必要とされる保護者への書面による説明を経てから実施した。聞き取り調査時は他の指導員や子どもの入らない部屋を利用し、部屋が確保できない場合は、子どもが帰宅した後の時間帯に行った。面接内容は許可を得て録音し、この内容をすべて逐語録とした。この中から、指導員が子どもへの虐待を発見した際の契機と子どもの反応がわかる部分を抽出し、調査票案を作成したのである。次いで、協議会会長を含む指導員6人に質問内容とその表現方法を検討してもらい、記載内容や記載表現が適切であるかどうかを確認した後、最終的な調査票「子どもへの虐待のサインと判断する子どもの状態」（40項目）を作成した。測定方法は、指導員が保育中に子どもと関わる中で、子どもの虐待サインと判断すべき子どもの状態について質問し、各項目について「虐待と思う」を9点、「虐待と思わない」を1点として記載を依頼し、総和得点の高い項目が発見しやすい虐待のサインであるとした。

2) 調査の実施方法

各学童保育施設長宛に、指導員の人数分の調査票を送付し留め置きとした。調査用紙は無記名で封書により回収した。調査対象者である指導員からの同意は、質問紙票への記載をもって同意とした。

3) データ解析方法

対象者の背景、および発見契機は度数分布による単純集計、子どもへの虐待発見要因の抽出は因子分析、対象者の属性別にみた子どもへの虐待発見要因はt検

定と χ^2 検定を用い、有意性の検定は両側検定、 $p = 0.05$ とした。

4. 調査期間

平成22年4月初めから平成22年12月末までであった。

5. 調査上の倫理的配慮

本研究は、川崎医療福祉大学（審査番号134）と新見公立大学倫理委員会の承認を得て実施した。

調査開始前に協議会事務局長に電話連絡し、調査内容について口頭による説明を行い、研究協力の内諾を得た。その後、同事務局長と面談し書面を用いて研究内容の説明を行い、同意書に署名と押印を得た。同時に、同意撤回書も手渡した。また、協議会総会において事務局長より研究内容の説明を指導員に行い、研究協力の同意を得る旨の了解も得た。さらに、必要とされる保護者を対象に書面を用いた研究内容の説明を経てから調査を実施することも確認した。この際、協議会側から個人が特定されないような配慮への希望があり、性別の項目は質問票の作成段階から削除した。

IV. 結 果

データの回収数は678件、回収率は47.6%であり、有効回答数は669件、有効回答率は98%であった。このうち、調査期間中に、子どもへの暴力に気づいた人は157人（23.2%）、気づかなかった人501人（73.9%）、無回答20人（2.9%）であった。

1. 指導員の属性

表1に示すように、虐待を発見した指導員の平均年齢は 45.7 ± 12.0 （歳）、平均経験年数は 5.2 ± 4.0 （年）であり、平均勤務時間は 4.3 ± 1.4 （時間）であった。指導員になった契機は「知人の紹介」100人（63.7%）、「募集への応募」32人（20.4%）、「子どもの学童施設」1人（0.6%）、「その他」24人（15.3%）であった。指導員が持つ取得資格の種類は「保育士」55人（35.0%）、「中学校教諭」28人（17.8%）、「小学校教諭」12人（7.6%）、「幼稚園教諭」9人（5.7%）、「高等学校教諭」1人（0.6%）、「特になし」37人（23.6%）、「その他」14人（8.9%）、であり、保育士が55人（35.0%）と最も多く、次いで教員免許を有する者が50人（31.8%）であったが、4割弱の者は学童保育に

関連する資格を有していない、または資格を有しても学童保育に関連するものではないことがわかった。勤務形態は「常勤」115人（73.2%）、「非常勤」21人（13.4%）、「アルバイト」16人（10.2%）、婚姻形態は「既婚者」139人（88.5%）、「未婚者」18人（11.5%）、子どもの有無は「子どものいる人」137人（87.3%）、「子どものいない人」20人（12.7%）であった。

つまり、子どもへの暴力を発見した人は保育士または教員免許を有する常勤者が7割近くを占め、既婚者で子どものいる人が9割近くであることがわかった。

このほか、学童保育における虐待対応マニュアルの使用の有無について尋ねたところ、マニュアルがあると答えた人は僅か15人（9.6%）であり、134人（85.4%）の人はマニュアルがないと答え、8割強の施設で虐待対応マニュアルは利用されていないことが明らかになった。また、子どもへの暴力に関する研修会への参加実績のある指導員は4割弱であったが、多くの指導員が研修会への参加を希望していた。

次いで、指導員の属性について、虐待を発見した群の属性を虐待を発見しなかった群と比較すると、年齢、勤務年数、保育士の免許を有する率、常勤者、既婚者、子どもを有する者、虐待に関する研修会への参加経験者、研修会への参加希望者等の率が有意に高かった。

2. 子どもへの虐待の発見契機

表2に示すように、子どもへの虐待の発見契機として最も多かったのは「子どものあざや傷」80人（51.0%）であり、次いで、「服装や身だしなみの不潔さ」67人（42.7%）、「問題行動を起こす」63人（40.1%）であった。また、「子どもからの訴え」56人（35.7%）、「子どもの表情」50人（31.8%）、「生活習慣が身についていない」49人（31.2%）も、発見された状況の3割以上を占めていた。このほかは、「食事のとり方が気になる」38人（24.2%）、「友人や指導者との人間関係がうまくいかない」32人（20.4%）であり、「いつも空腹を訴える」22人（14%）、「子どもの成長や発育の遅れ」14人（8.9%）、「保護者からの情報提供」10人（6.4%）、「やせすぎている」8人（5.1%）、「不適切な性的行動を起こす」5人（3.2%）、の順であった。

3. 子どもへの虐待のサインと判断する子どもの状態

表3に示すように、「子どもへの虐待のサインと判断する子どもの状態」（40項目）について因子分析を

表1 指導員の属性

N=658

		「虐待発見あり」群 n=157		「虐待発見なし」群 n=501		t 検定
年齢 (平均±SD (歳))		45.7±12.0		44.8±12.6		p<0.05
勤務年数 (平均±SD (年))		5.2±4.0		4.4±3.4		p<0.01
勤務時間 (平均±SD (時間))		4.3±1.4		4.2±1.3		p<0.01
		人	%	人	%	χ ² 検定
学童保育指導員になったきっかけ	知人の紹介	100	63.7	295	58.9	n.s.
	募集への応募	32	20.4	146	29.1	
	子どもの学童施設	1	0.6	10	2.0	
	その他	24	15.3	47	9.4	
	無回答	0	0	3	0.6	
取得資格の種類	保育士	55	35.0	114	22.8	p<0.05
	中学校教諭	28	17.8	66	13.1	
	小学校教諭	12	7.6	23	4.6	
	幼稚園教諭	9	5.7	36	7.2	
	高等学校教諭	1	0.6	3	0.6	
	特になし	37	23.6	202	40.3	
	その他	14	8.9	41	8.2	
	無回答	1	0.6	16	3.2	
勤務形態	常勤	115	73.2	231	46.1	p<0.01
	非常勤	21	13.4	94	18.8	
	アルバイト	16	10.2	156	31.1	
	無回答	5	3.2	20	4.0	
婚姻形態	既婚者	139	88.5	394	78.6	p<0.05
	未婚者	18	11.5	106	21.2	
	無回答	0	0	1	0.2	
子どもの有無	子どもを有する	137	87.3	388	77.4	p<0.05
	子どもを有しない	20	12.7	113	22.6	
虐待対応マニュアルの利用の有無	マニュアルがある	15	9.6	21	4.2	n.s.
	マニュアルはない	134	85.4	380	75.8	
	無回答	8	5.1	100	20.0	
虐待に関する研修会への参加の有無	参加したことがある	57	36.3	74	14.8	p<0.01
	参加したことはない	98	62.4	378	75.4	
	無回答	2	1.3	49	9.8	
研修会への参加希望の有無	参加希望	104	66.2	223	44.5	p<0.01
	参加したくない	2	1.3	12	2.4	
	わからない	46	29.3	207	41.3	
	無回答	5	3.2	59	11.8	

n.s. は有意差なし

表2 子どもへの虐待の発見契機* N=157

項 目 内 容	人	%
子どものあざや傷	80	51.0
服装や身だしなみの不潔さ	67	42.7
問題行動を起こす	63	40.1
子どもからの訴え	56	35.7
子どもの表情	50	31.8
生活習慣が身についていない	49	31.2
食事のとり方が気になる	38	24.2
友人や指導者との人間関係がうまくいかない	32	20.4
いつも空腹を訴える	22	14.0
子どもの成長や発達の遅れ	14	8.9
保護者からの情報提供	10	6.4
やせすぎている	8	5.1
不適切な性的行動を起こす	5	3.2
その他	10	6.4

*重複回答

行った。主因子法によるバリマックス回転を行い、因子負荷量0.35以上、共通性0.16以上の項目を選択した。また、2つの因子負荷量が近似値の因子は安定性に問題があるため削除した。内的整合性はCronbachの α 係数を算出し0.7~0.8以上の数値で判断した。

その結果、4因子39項目が抽出され、第1因子9項目は「性的行動問題」、第2因子11項目は「身体的問題」、第3因子12項目は「社会的行動問題」、第4因子7項目は「養育上の問題」の解釈の妥当性を確認した。 α 係数は第1因子0.940、第2因子0.899、第3因子0.906、第4因子0.866であり、累積寄与率は54.0%であった。各因子の平均総和得点は、値の高い順に第4因子「養

表3 子どもへの虐待と判断する子どもの状態の因子分析結果

因子名	項目名	主因子法, バリマックス回転				共通性
		第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	
性的行動問題 $\alpha = 0.940$	執拗な性器いじりがある	0.756	0.175	0.331	0.106	0.772
	性器を見せびらかす	0.729	0.230	0.306	0.057	0.682
	他者への性的嫌がらせがある	0.728	0.124	0.391	0.125	0.715
	異性への異常な執着がある	0.676	0.230	0.264	0.199	0.619
	マスターベーションがみられる	0.673	0.295	0.259	0.238	0.664
	年齢に不相応な礼儀の良さ	0.671	0.333	0.204	0.002	0.421
	同世代の子どもと遊べない	0.658	0.364	0.206	0.074	0.613
	身体的接触を極端に嫌がる	0.616	0.116	0.270	0.299	0.555
	誰とでもべたべたする	0.616	0.500	0.158	0.132	0.671
身体的問題 $\alpha = 0.899$	腹痛がよく起こる	0.322	0.687	0.217	0.096	0.632
	発達の遅れがある	0.226	0.638	0.350	0.201	0.621
	慢性疾患や障害がある	0.050	0.621	0.242	0.110	0.459
	言葉の発達の著しい遅れがある	0.318	0.608	0.111	0.217	0.531
	身長の伸びが遅い	0.279	0.567	0.007	0.038	0.400
	トイレを失敗する	0.254	0.536	0.357	0.083	0.487
	体重の増加が悪い	0.331	0.518	0.120	0.323	0.497
	多動である	0.191	0.480	0.402	0.158	0.453
	拾い食べをする	0.353	0.445	0.289	0.381	0.550
	よく吐く	0.330	0.355	0.288	0.251	0.380
	異常な食欲がある	0.242	0.352	0.063	0.340	0.302
社会的行動問題 $\alpha = 0.906$	暴力をふるう	0.340	0.196	0.629	0.078	0.556
	自傷行為がみられる	0.364	0.051	0.598	0.074	0.498
	鬱的活気がない	0.382	0.240	0.579	0.181	0.572
	視線を合わせない	0.276	0.404	0.560	0.144	0.574
	家出をする	0.206	0.072	0.544	0.402	0.506
	虚言癖がある	0.308	0.416	0.539	0.144	0.579
	乱暴である	0.051	0.433	0.520	0.014	0.461
	不登校である	0.353	0.118	0.514	0.223	0.452
	万引きをする	0.384	0.191	0.498	0.182	0.465
	孤立している	0.303	0.299	0.474	0.276	0.482
	表情が乏しい, 無表情である	0.258	0.352	0.442	0.301	0.476
	年齢相応の基本的な生活習慣が身につけていない	0.225	0.276	0.403	0.363	0.421
養育上の問題 $\alpha = 0.866$	衣服が洗濯できていない	0.140	0.214	0.050	0.861	0.810
	下着が洗濯できていない	0.153	0.089	0.089	0.855	0.770
	身体が不潔である	-0.041	0.197	0.015	0.785	0.656
	養育者との関係が悪い	0.159	0.054	0.174	0.669	0.507
	家に帰りがたがらない	0.101	0.240	0.255	0.545	0.409
	不自然な怪我やアザがある	0.051	-0.089	0.157	0.516	0.302
	常にお腹がすいたと言う	0.137	0.222	0.122	0.396	0.204
	緊張が高い	0.498	0.494	0.248	0.217	0.601
固有値		6.932	5.451	4.991	4.757	
寄与率		16.906	13.294	12.174	11.602	
累積寄与率		16.906	30.200	42.374	53.976	

育上の問題」 6.6 ± 1.6 , 第3因子「社会的行動問題」 5.2 ± 2.0 , 第1因子「性的行動問題」 4.4 ± 1.9 , 第2因子「身体的問題」 4.1 ± 1.8 の順であり, 子どもへの虐待を発見した指導員による虐待発見要因としては養育上の問題が最も高かった。

4. 虐待発見時の対応

表4に示すように, 子どもへの虐待を発見した際の,

指導員の対応として最も多かったのは「学校との連携」74人(47.1%)であり, 次いで「学童保育のみでの対応」34人(21.7%), 「児童相談所に通告した」14人(8.9%), 「指導員個人で対応」3人(1.9%)であった。一方, 発見したけれども「対応しなかった」15人(9.6%)事例も1割程度あった。つまり, 学校との連携をしたのは僅か半数程度であり, 残りの半数は学校との連携を持たず学童保育のみで対応するか, そのま

表4 発見時の対応 N=157

対応内容	人	%
学校と連携した	74	47.1
学童保育のみで対応	34	21.7
児童相談所に通告した	14	8.9
指導員個人で対応した	3	1.9
対応をしなかった	15	9.6
その他	14	8.9
無回答	3	1.9

ま放置していることがわかった。

V. 考 察

1. 子どもへの虐待発見の経験がある指導員の特徴

今回調査した結果から、子どもへの虐待を発見する指導員の特徴として、経験年数と勤務時間が長く、勤務形態が常勤であり、虐待の対応マニュアルを使用して、研修にも参加した経験を有する者が、子どもへの虐待を発見しやすい指導員であることが明らかになった。つまり、経験年数と勤務時間が長い人は子どもと過ごす期間と時間が長いために、子どもの普段の状態が把握しやすいために、子どもの変化にも気づきやすく、虐待の発見につながるのではないかと考えられる。また、勤務形態が常勤の人は、非常勤やアルバイトに比して、学童保育に対する責任の所在が明確であることから問題意識も高く、研修会にも積極的に参加していることも影響していると考えられる。

一方、指導員全体の半数近くを占める非常勤やアルバイト等は、子どもと一緒に過ごす期間や時間が短いために、子どもの普段の状態や変化に気づかず、虐待を発見する割合も低いのではないかと考えられる。

したがって、非常勤やアルバイト、または子育ての経験が乏しい指導員には、子どもたちの衣類の状態や身体の汚れの特徴等、具体的にネグレクトを受けている場合の状態を説明し気づきの契機につなげることが大切であると考えられる。

2. 指導員に必要な虐待のリスクアセスメントに対する認識

今回の調査から、子どもがなんらかの虐待を受けている場合、そのサインとして最もわかりやすいのは養育上の問題であることが明らかになった。子どもの身体にできたあざや傷、身体や衣服の不潔さは、学校では発見しにくいことであり、衣服の交換を行う機会のある学童保育だから発見できることであると考えられ

る。また、虐待を受けた子どもは他人との関係性がうまく構築できないことも発見の契機として挙げられており、このことがより一層、他者からの介入を困難にし¹⁴⁾、虐待の深刻化や長期化につながっていると考えられる。

よって、子どもの身近な存在である学童保育は、児童虐待の早期発見という観点だけでなく、子どもたちが適切に養育されているかどうかを見守るうえでも重要な役割があると考えられる。児童虐待は家族の罹患・死亡や離婚・再婚等、家庭の変化が起因となる場合もあり¹⁵⁾、これらの変化や子どもの表情に気づきやすい場が学童保育であると考えられるからである。

3. 子どもへの虐待の早期発見と対応を促す指導員への身分保障と役割の明確化

学童保育における児童虐待の対応として、これまでも指導員の児童虐待への認識、関係機関との連携の方法、またこれらに関する研修の必要性が指摘されてきた。また、学童保育に求められる役割は、単に父母が不在の保育機能を担う働きのみならず、子どもへの虐待の早期発見と見守りの役割を果たす施設として重要度が増すと指摘されてもいる¹⁶⁾。そして、こうした活動を推進させるには、適切な人員配置と施設・設備の整備、指導員の資格、研修の充実、関係機関との連携等が重要であるという。

しかし、今回の調査において明らかになったことは、表1に示すように、虐待対応マニュアルがないと答えた人は514人(78.1%)であり、約8割近くの人が同マニュアルを利用していなかった。また、虐待に関する研修会に参加していた人は、全体の僅か1割弱であり、ほとんどの人が研修会に参加していないことも明らかになった。

今後、学童保育において子どもへの虐待を早期に発見し、それに適切に対応するためには、前述した内容が整備されるのは当然であるが、それ以外に、指導員の身分保障と権利および義務についても、その役割を明確化する必要があると考えられる。半数以上が時間給で活動する現状では、子どもに問題が生じたとしても、指導員個人の時間と費用を使っただけの対応では限界があると考えられるからである。また、学校との連携は重要であるが、学校側の対応は教員によって差があり、学童保育は別の組織であるという認識の教員組織も少なからずあった¹⁷⁾。さらに、今回の調査では医療機関や

看護職との連携¹⁸⁾による虐待への対応は無回答であった。つまり、学童保育は保育以外の役割が期待され、その重要性も指摘されながら、その一方で、指導員に与えられている権限は不明確なままであり、その活動に対する保障もないに等しいのである。

以上のことから、学童保育において指導員が子どもへの暴力を早期に発見するには、指導員を対象にした子どもへの虐待に関する研修の充実と、指導員が活動しやすい身分保障と役割の明確化も必要であると考えらる。

VI. 結 論

1. 学童保育では約5人に1人の指導員が子どもへの虐待を発見していた。それは免許を有する常勤の指導員であり、子どものいる既婚者がほとんどであった。
2. 子どもへの虐待発見の契機として最も多かったのは「子どものあざや傷」であり、次いで「服装や身だしなみの不潔さ」、「問題行動を起こす」であった。
3. 子どもへの虐待のサインと判断する子どもの状態として、「養育上の問題」、「社会的行動問題」、「性的行動問題」、「身体的問題」の4因子が抽出された。
4. 子どもへの虐待を発見した際の対応は、5割程度が学校との連携によるものであったが、残りの半数は学童保育のみでの対応や指導員個人での対応であり、1割は対応をしていなかったことが明らかになった。

本研究は平成22年度科学研究費補助金（挑戦的萌芽）により行われた研究の一部である。

文 献

- 1) 特定非営利活動法人全国女性シェルターネット編. 性暴力被害に遭った子どもたちのサポートマニュアル. 2009: 33.
- 2) 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（通知）. 平成16年8月13日文科生313号.
- 3) 厚生労働省. 子ども虐待対応の手引きの改正について. <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/01.html>, 2011.8.10引用.
- 4) 中村 肇. 乳幼児の頭部外傷と虐待. EMERGENCY CARE 2010; 23 (6): 92-99.
- 5) 鈴井江三子. 子どもへの性的虐待—『犯罪統計書』の分析と聞き取り調査から（前編）—. ペリネイタルケア 2006; 25 (4): 66-72.
- 6) 鈴井江三子. 子どもへの性的虐待—『犯罪統計書』の分析と聞き取り調査から（後編）—. ペリネイタルケア 2006; 25 (4): 66-72.
- 7) 鈴井江三子. 南オーストラリア州の州都アデレードにおける子どもを守るためのネットワーク活動. ペリネイタルケア 2010; 29 (1): 87-94.
- 8) 後藤 恵. 児童虐待と暴力：被虐待児のための機関連携と地域におけるネットワークの構築. 病院・地域精神医学 2005; 47 (4): 44-46.
- 9) 児童虐待の実態Ⅱ—輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク. 東京都福祉保健局. 2005: 6-11.
- 10) 伊部恭子. 学童保育における子育て・家族支援の課題. 佛教大学社会福祉学部論集 2010; 6: 1-18.
- 11) 岡本正子, 堀江美智子, 田吹和美. 学校における性的虐待発見状況と性的虐待の予防・対応に関する教員の意識—大阪府内の中学校・高等学校の養護教諭, 家庭科教諭, 保健体育科教諭を中心とした調査を通して—. 大阪教育大学紀要 第IV部門 2011; 59 (2): 93-114.
- 12) 岩田泰子. 児童虐待と子どもの暴力. 日本社会精神医学会誌 2000; 9: 71-74.
- 13) 入所児童について. 全国学童保育連絡協議会出版. 2007: 35.
- 14) 辻佐恵子, 鈴木敦子. 子ども虐待のケアにおいて小児看護師が感じる困難さの内容とその要因. 四日市看護医療大学紀要 2010; 3 (1): 43-51.
- 15) 谷村雅子. 小児保健の現状と課題, 提言—虐待防止からみて. 小児保健研究70巻記念号 2011; 15-16.
- 16) 福田智雄. 学童保育クラブにおける子ども虐待対応の実態等に関する調査研究 (1). 国際学院埼玉短期大学研究紀要 2007; 28: 29-32.
- 17) 谷野宏美, 鈴井江三子, 久我原朋子, 他. 学童保育指導員による性暴力と虐待の発見要因—学童保育指導員へのインタビュー調査を基に—. 小児保健研究 2012; 71 (1): 52-59.
- 18) 植木野裕美, 鎌田佳奈美, 鈴木敦子. 看護職の連携による子ども虐待への予防・早期発見・対応 産科病棟・NIUC からみた連携状況. 滋賀医科大学看護学ジャーナル 2001; 5 (1): 127-131.

[Summary]

This study aimed to identify the factors that led to investigation of child abuse through a survey sent to care workers in afterschool settings. The number of collected answers was 678.

Results showed that 157 school care workers (23.2%) had identified instances of child abuse. Information on the characteristics of respondents indicates that most were full-time, licensed employees, and married with a child or children. Clues that led to the detection of

abuse included injury or bruises on the child's body, unclean clothing, poor hygiene, and problem behavior. In addition, the child's expression or communication by the children themselves led to detection in some cases. Four main factors—sexual behavior problems, physical problems, social behavior problems and care-related problems—have been extracted.

[Key words]

care workers, child abuse, findings, after-school setting